津島市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

令和６年４月１日

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　訪問型サービス

第１節　基本方針（第３条）

第２節　人員に関する基準（第４条・第５条）

第３節　設備に関する基準（第６条）

第４節　運営に関する基準（第７条―第36条）

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第37条―第39条）

第３章　通所型サービス

第１節　基本方針（第40条）

第２節　人員に関する基準（第41条・第42条）

第３節　設備に関する基準（第43条）

第４節　運営に関する基準（第44条―第50条）

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第51条―第56条）

第４章　介護予防ケアマネジメント（第57条）

第５章　雑則（第58条・第59条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、津島市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年津島市規則第49号。以下「規則」という。）第２条第２項の規定に基づき、同条第１項第１号に規定する第１号事業のうち訪問型サービスＡ（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項第１号イに規定する第１号訪問事業のうち緩和した基準によるサービス。以下同じ。）、通所型サービスＡ（法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業のうち緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）及び介護予防ケアマネジメントに係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　訪問型サービス事業者　規則第２条第１項第１号アに規定する訪問型サービスを行う者をいう。

(2)　通所型サービス事業者　規則第２条第１項第１号イに規定する通所型サービスを行う者をいう。

(3)　第１号事業支給費用基準額　法第115条の45の３第２項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額（その額が現に当該指定第１号事業に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）

(4)　利用料　法第115条の45の３第１項に規定する第１号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。

(5)　指定事業者　法第115条の45の３第１項に規定する当該市町村の長が指定する者をいう。

(6)　法定代理受領サービス　法第115条の45の３第３項の規定により第１号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。

第２章　訪問型サービス

第１節　基本方針

第３条　訪問型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の訪問型サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　訪問型サービスＡの事業は、介護予防・自立支援に資する訪問型のサービスを提供することにより、高齢者及び高齢者のみの世帯等に対し日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態等を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持向上を目指すものでなければならない。

４　訪問型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護従事者の員数）

第４条　訪問型サービス事業者が訪問型サービスＡの事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護従事者（訪問型サービスＡの提供に当たる介護福祉士又は介護職員初任者研修等修了者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

２　訪問型サービス事業者は、事業所ごとに、訪問介護従事者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

３　前項の訪問事業責任者は、訪問介護従事者であって、専ら訪問型サービスＡに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスＡの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。

４　訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスＡの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第５条　訪問型サービス事業者は、事業所ごとにその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第６条　事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスＡの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスＡの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第７条　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、訪問介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第58条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　訪問型サービス事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第２項各号に規定する方法のうち訪問型サービス事業者が使用するもの

(2)　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た訪問型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第８条　訪問型サービス事業者は、正当な理由なく訪問型サービスＡの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第９条　訪問型サービス事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスＡを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間等を確かめるものとする。

（心身の状況等の把握）

第11条　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第12条　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第１号事業支給費を受けるための援助）

第13条　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 （平成11年厚生省令第36号）第83条の９各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防ケアマネジメントの作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第１号支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第１号支給費を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供）

第14条　訪問型サービス事業者は、介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該プランに沿った訪問型サービスＡを提供しなければならない。

（介護予防ケアマネジメントの変更の援助）

第15条　訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第16条　訪問型サービス事業者は、訪問介護従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡを提供した際には、当該訪問型サービスＡの提供日及び内容、当該訪問型サービスについて法第115条の45の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費（以下「第１号事業支給費」という。）の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアマネジメントを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第18条　訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスＡを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスＡに係る第１号事業支給費用基準額から当該訪問型サービス事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスＡを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスＡに係る第１号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　訪問型サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスＡを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　訪問型サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（サービス提供証明書の交付）

第19条　訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスＡに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスＡの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第20条　訪問型サービス事業者は、訪問介護従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスＡの提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第21条　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)　正当な理由なしに訪問型サービスＡの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

(2)　偽りその他不正な行為によって第１号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第22条　従事者は、現に訪問型サービスＡの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及び訪問事業責任者の責務）

第23条　事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　訪問事業責任者（第４条第２項の訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　訪問型サービスＡの利用の申込みに係る調整をすること。

(2)　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3)　サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

(4)　訪問介護従事者等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5)　訪問介護従事者等の業務の実施状況を把握すること。

(6)　訪問介護従事者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7)　訪問介護従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8)　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第24条　訪問型サービス事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　訪問型サービスＡの内容及び利用料その他の費用の額

(5)　通常の事業の実施地域

(6)　緊急時等における対応方法

(7)　虐待の防止のための措置に関する事項

(8)　その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第25条　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理（治療食等）、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第26条　訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスＡを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護従事者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護従事者等によって訪問型サービスＡを提供しなければならない。

３　訪問型サービス事業者は、訪問介護従事者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　訪問型サービス事業者は、適切な訪問型サービスＡの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　（業務継続計画の策定等）

第26条の２　訪問型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスＡの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならい。

３　訪問型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第27条　訪問型サービス事業者は、訪問介護従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

３　訪問型サービス事業者は、当該訪問型サービス事業所において感染症が発生し、

又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　当該訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2)　当該訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指

針を整備すること。

(3)　当該訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及び

まん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第28条　訪問型サービス事業者は、事業所の見やすい場所に、第24条に規定する運営

規程の概要、訪問介護従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択

に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該訪問型サー

ビス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲させることにより、

前項の規定による掲示に代えることができる。

３　訪問型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけれ

ばならない。

（秘密保持等）

第29条　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　訪問型サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第30条　訪問型サービス事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止）

第31条　訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第32条　訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスＡに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスＡに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　訪問型サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

５　訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスＡに係る利用者からの苦情に関して愛知県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、愛知県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　訪問型サービス事業者は、愛知県国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を愛知県国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第33条　訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスＡに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスＡを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスＡの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第34条　訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスＡの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスＡの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

　（虐待の防止）

第34条の２　訪問型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 当該訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
2. 当該訪問型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 当該訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
4. 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第35条　訪問型サービス事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスＡの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第36条　訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスＡの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)　訪問型サービス計画

(2)　第17条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)　第38条第13号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)　第21条の規定による市への通知に係る記録

(5)　第32条第２項の規定による苦情の内容等の記録

(6)　 第34条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

 （訪問型サービスＡの基本取扱方針）

第37条　訪問型サービスＡは、利用者の介護予防(法第８条の２第２項に規定する介

護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われな

ければならない。

２　訪問型サービス事業者は、自らその提供する訪問型サービスＡの質の評価を行う

とともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの提供に当たり、利用者ができる限

り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することがで

きるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの提供に当たり、利用者とのコミュ

ニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（訪問型サービスＡの具体的取扱方針）

第38条　訪問介護従事者等の行う訪問型サービスＡの方針は、第３条に規定する基本

方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)　訪問型サービスＡの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2)　訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスＡの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成するものとする。

(3)　訪問型サービス計画は、既に介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該ケアマネジメントの内容に沿って作成しなければならない。

(4)　訪問事業責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5)　訪問事業責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(6)　訪問型サービスＡの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7)　訪問型サービスＡの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8)　訪問型サービスＡの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9)　訪問事業責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアマネジメントを作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該訪問型サービス計画の実施状況のモニタリングを行うものとする。

(10)　訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を前号の地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11)　訪問型サービスＡの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(12)　訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービ

ス計画の変更を行うものとする。

(13)　第１号から第11号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用する。

（訪問型サービスＡの提供に当たっての留意点）

第39条　訪問型サービスＡの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観

点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1)　訪問型サービス事業者は、訪問型サービスＡの提供に当たり、法第８条の２第16項に規定する介護予防支援又は第57条に規定する介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスＡの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2)　訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第３章　通所型サービス

第１節　基本方針

第40条　通所型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　通所型サービス事業者は、通所型サービスＡの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の通所型サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　通所型サービスＡの事業は、介護予防・自立支援に資する通所型のサービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

４　通所型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ。

５　通所型サービス事業者は、通所型サービスＡを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第41条　通所型サービス事業者が通所型サービスＡの事業（１日型）（以下この章において「通所型サービスＡ（１日型）」という。）を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービスＡ（１日型）の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員が１以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

２　通所型サービス事業者が通所型サービスＡの事業（短時間型）（以下この章において「通所型サービスＡ（短時間型）」という。）を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービスＡ（短時間型）の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員が１以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数又は専ら当該サービスの提供に当たる機能訓練指導員が１以上とする。

（管理者）

第42条　通所型サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第43条　事業所は、通所型サービスＡ（１日型）及び通所型サービスＡ（短時間型）の事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する通所型サービスＡ（１日型）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　食堂及び機能訓練室

　　ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計の面積は１.５平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

　　イ　アにかかわらず食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2)　相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に規定する通所型サービスＡ（短時間型）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　機能訓練室　必要な広さを有するものとし、その面積は２.５平方メートル利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

（2）　相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

４　第１項に規定する設備は、専ら通所型サービスＡ（１日型）及び通所型サービスＡ（短時間型）の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスＡ（１日型）及び通所型サービスＡ（短時間型）の提供に支障がない場合は、この限りでない。

５　通所型サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスＡの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第44条　通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービス

Ａを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスＡ

に係る第１号事業支給費用基準額の額から当該通所型サービス事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスＡを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスＡに係る第１号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　通所型サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2)　食事の提供に要する費用（通所型サービスＡ（１日型）に限る。）

(3)　おむつ代

(4)　入浴の提供に要する費用（通所型サービスＡ（短時間型）に限る。）

(5)　前各号に掲げるもののほか、通所型サービスＡの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　通所型サービス事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第45条　事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理及び通所型サービスＡの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第46条　通所型サービス事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　通所型サービスＡの利用定員

(5)　通所型サービスＡの内容及び利用料その他の費用の額

(6)　通常の事業の実施地域

(7)　サービス利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第47条　通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスＡを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　通所型サービス事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって通所型サービスＡを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　通所型サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該通所型サービス事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　通所型サービス事業者は、適切な通所型サービスＡの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第48条　通所型サービス事業者は、利用定員を超えて通所型サービスＡの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第49条　通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時

の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第50条　通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲

用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなけれ

ばならない。

２　通所型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ

うに、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 当該通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
2. 当該通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
3. 当該通所型サービス事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（地域との連携等）

第50条の２　通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

２　通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスＡに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

３　通所型サービス事業者は、通所型サービスＡ事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービスＡを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスＡの提供を行うよう努めなければならない。

　（事故発生時の対応）

第50条の３　通所型サービス事業者は、利用者に対する通所型サービスＡの提供により事故が発生した場合は、津島市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　通所型サービス事業者は、利用者に対する通所型サービスＡの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　通所型サービス事業者は、第43条４項の通所型サービスＡ以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（通所型サービスＡの基本取扱方針）

第51条　通所型サービスＡは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、

計画的に行われなければならない。

２　通所型サービス事業者Ａは、自らその提供する通所型サービスＡの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　通所型サービス事業者は、通所型サービスＡの提供に当たり、単に利用者の運動

器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した

改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が自立

した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することがで

きるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　通所型サービス事業者は、通所型サービスＡの提供に当たり、利用者とのコミュ

ニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業

に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（通所型サービスＡの具体的取扱方針）

第52条　従業者の行う通所型サービスＡの方針は、第40条に規定する基本方針及び前

条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)　通所型サービスＡの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2)　管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスＡの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。

(3)　通所型サービス計画は、既に介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該ケアマネジメントの内容に沿って作成しなければならない。

(4)　管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5)　管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(6)　通所型サービスＡの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7)　通所型サービスＡの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

 (8)　通所型サービスＡの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9)　管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する通所型サービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアマネジメントを作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該通所型サービス計画の実施状況のモニタリングを行うものとする。

(10)　管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を前号の地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11)　通所型サービスＡの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(12)　管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。

(13)　第１号から第11号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

（通所型サービスＡの提供に当たっての留意点）

第53条　通所型サービスＡの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観

点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1)　通所型サービス事業者は、通所型サービスＡの提供に当たり、法第８条の２第16項に規定する介護予防支援又は第57条に規定する介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスＡの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2)　通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

(3)　通所型サービス事業者は、通所型サービスＡの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることを十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限に配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第54条　通所型サービス事業者はサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

（記録の整備）

第55条　通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整

備しておかなければならない。

２　通所型サービス事業者は、利用者に対する通所型サービスＡの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)　通所型サービス計画

(2)　次条において準用する第17条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第52条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)　次条において準用する第21条に規定する市への通知に係る記録

(5)　次条において準用する第32条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(6)　次条において準用する第34条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第56条　第７条から第15条まで、第17条、第19条、第21条、第22条、第26条の２、第28条から第32条まで、第34条の２及び第35条の規定は、通所型サービスＡについて準用する。この場合において、第７条中「第24条」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第４章　介護予防ケアマネジメント

（基準）

第57条　規則第２条第１項第１号ウに規定する介護予防ケアマネジメントの人員及び運営並びに介護予防ケアマネジメントに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号介護予防支援に係る部分に限る。）の例によるものとする。

第５章　雑則

　（電磁的記録等）

第58条　津島市介護予防・日常生活支援総合事業者（以下「サービス事業者」という。）及び津島市介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下「サービス」という。）の提供に当たるものは、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱において書面の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第56条において準用する場合を含む。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　サービス事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第59条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成30年10月１日から施行する。

　　附　則

　（施行期日）

第１条　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　（虐待の防止に係る経過措置）

第２条　この要綱の施行の日から令和６年３月31日までの間、第１条の規定による改正後の基準（以下「新基準」という。）第３条第４項及び第34条の２（新基準第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新基準第24条及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

　（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第３条　この要綱の施行の日から令和６年３月31日までの間、新基準第26条の２（新基準第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

　（サービス事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第４条　この要綱の施行の日から令和６年３月31日までの間、新基準第27条第３項、及び第50条第２項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

　（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第５条　この要綱の施行の日から令和６年３月31日までの間、新基準第47条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第28条に１項を加える改

　正規定は、令和７年４月１日から施行する。